

指定金融機関チェックリスト

○ 下記、要件1～要件3を全て満たすこと。

○ (要件1) 協議会の構成員であること。

(判断基準) 下記①を満たしている。または②aから②cをすべて満たしている。

- ① 協議会構成員名簿に当該金融機関が掲載されていること。
- ②a 協議会構成員名簿に金融機関関係の団体が掲載されていること。
- ②b 申請金融機関は当該団体の会員であること。
- ②c 申請金融機関を協議会の構成員とみなすことを、プロジェクト実施道府県が了承していること。

※②cについては厚生労働省から各道府県に確認するため、確認書類の提出は不要。

(確認書類) 協議会構成員名簿 (又は協議会の構成員であることがわかる資料)

○ (要件2) 支給対象事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

(判断基準) 下記①a、①b、②a及び②bの全てを満たしている。

※連結子会社がない場合、①a及び②aを満たしていることで判断基準を満たすこととする。

- ①a 申請日の前年度の損益計算書 (単体) の経常利益が黒字である。
- ①b 申請日の前年度の損益計算書 (連結) の経常利益が黒字である。
- ②a 申請日の前年度の単体自己資本比率が、金融庁の告示による基準 (別表参照) 以上である。
- ②b 申請日の前年度の連結自己資本比率が、金融庁の告示による基準 (別表参照) 以上である。

(確認書類) 決算書 (貸借対照表・損益計算書) 及び与信能力等や資金管理能力がわかる資料

○ (要件3) 指定を受けた日からプロジェクトの実施期間の最終の日までに利子補給契約に係る融資を行うことが見込まれること。

(判断基準) 指定申請書 記の5に、当該年度から起算して3年以内の融資見込み (時期及び金額) が記載されている。

(確認書類) 指定申請書

(参考) 指定申請に必要な書類

- ・ 指定申請書
- ・ 定款 (@)
- ・ 登記事項証明書 (@)
- ・ 協議会構成員名簿 (or 協議会の構成員であることがわかる資料)
- ・ 協議会規約
- ・ 決算書 (貸借対照表・損益計算書) (@)
- ・ 与信能力等や資金管理能力がわかる資料 (@)
- ・ 組織体制がわかる資料 (@)

※要件1～要件3の確認に必要な書類を含む。なお、既に別の道府県のプロジェクトに関して指定金融機関の指定を受

けている場合、(④)の書類の添付を省略することができる(ただし、提出時から変更がある場合はこの限りではない)。

(別表)

- 平成 18 年金融庁告示第 19 号「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」〈バーゼル 3 国際基準〉
(抄)

※銀行(国際統一基準行)については以下を参照

第二章 国際統一基準 (連結自己資本比率)

(連結自己資本比率の計算方法)

第二条 海外営業拠点(外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社(銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権(以下「総株主等の議決権」という。)の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。))であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有する銀行の自己資本比率基準(以下「国際統一基準」という。)のうち法第十四条の二第二号に定める基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)であって、銀行及びその子会社等(同号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。)の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下、「最低所要連結自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 連結普通株式等 Tier 1 比率 次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通株式等 Tier1 資本の額 (普通株式等 Tier1 資本に係る
基礎項目の額－普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額)

$$\frac{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{マーケット・リスク相当額の合計額}}{\text{八パーセントで除して得た額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額}} \\ \text{八パーセントで除して得た額}$$

- 二 連結 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

Tier1 資本の額 (普通株式等 Tier1 資本の額＋その他 Tier1 資本の額
(その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額－その他 Tier1 資本に係る調整項目の額))

$$\frac{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{マーケット・リスク相当額の合計額}}{\text{八パーセントで除して得た額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額}} \\ \text{八パーセントで除して得た額}$$

- 三 連結総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

総自己資本の額 (Tier1 資本の額+Tier2 資本の額
(Tier2 資本に係る基礎項目の額-Tier2 資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

第三章 国際統一基準 (単体自己資本比率)

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準 (以下この章において「単体自己資本比率」という。) であって、銀行の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要単体自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 単体普通株式等 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通株式等 Tier1 資本の額 (普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
- 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

二 単体 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

Tier1 資本の額 (普通株式等 Tier1 資本の額+その他 Tier1 資本の額
(その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額-その他 Tier1 資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

三 単体総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

総自己資本の額 (Tier1 資本の額+Tier2 資本の額
(Tier2 資本に係る基礎項目の額-Tier2 資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

- 平成 18 年金融庁告示第 19 号「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」＜バーゼル 2 及びバーゼル 2. 5＞（抄）

※銀行（国内基準行）については以下を参照

第四章 国内基準（連結自己資本比率）

（連結自己資本比率の計算方法）

第二十五条 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準(以下「国内基準」という。)のうち法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

第五章 国内基準（単体自己資本比率）

（単体自己資本比率の計算方法）

第三十七条 国内基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

- 平成 18 年金融庁告示第 21 号「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」＜バーゼル 2 及びバーゼル 2. 5＞（抄）

※信用金庫及び信用金庫連合会については以下を参照

第二章 国内基準（連結自己資本比率）

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条 信用金庫又は海外拠点（外国に所在する従たる事務所又は信用金庫法（以下「法」という。）第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社（信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会の自己資本比率基準（第十一条において「国内基準」という。）のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

$$\frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

第三章 国内基準（単体自己資本比率）

（単体自己資本比率の計算方法）

第十一条 国内基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

$$\frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

- 平成18年金融庁告示第22号「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」〈バーゼル2及びバーゼル2.5〉（抄）

※信用協同組合及び信用協同組合連合会については以下を参照

第二章 連結自己資本比率

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

第三章 単体自己資本比率

（単体自己資本比率の計算方法）

第十一条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち法第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

- 平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」〈バーゼル2及びバーゼル2.5〉（抄）
※労働金庫及び労働金庫連合会については以下を参照

第二章 連結自己資本比率

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条 金庫の自己資本比率基準のうち法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

第三章 単体自己資本比率

（単体自己資本比率の計算方法）

第十一条 金庫の自己資本比率基準のうち法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

○ 平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 4 号「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」
＜バーゼル 3＞（抄）

※農林中央金庫については以下を参照

第二章 連結自己資本比率

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条 農林中央金庫の自己資本比率基準（第十四条において「国際統一基準」という。）のうち農林中央金庫法（以下「法」という。）第五十六条第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）であって、農林中央金庫及びその子会社等(同号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。)の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 連結普通出資等 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通出資等 Tier1 資本の額（普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
－普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

二 連結 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

Tier1 資本の額（普通出資等 Tier1 資本の額＋その他 Tier1 資本の額
（その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額－その他 Tier1 資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

三 連結総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

総自己資本の額（Tier1 資本の額＋Tier2 資本の額

(Tier2 資本に係る基礎項目の額－Tier2 資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

第三章 単体自己資本比率

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第五十六条第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）であって、農林中央金庫の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要単体自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 単体普通出資等 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通出資等 Tier1 資本の額（普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
－普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

二 単体Tier1比率 次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

Tier1 資本の額（普通出資等 Tier1 資本の額＋その他 Tier1 資本の額
(その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額－その他 Tier1 資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

三 単体総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

総自己資本の額 (Tier1 資本の額+Tier2 資本の額
(Tier2 資本に係る基礎項目の額-Tier2 資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

- 平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」<バーゼル 2 及び 2. 5> (抄)

※農業協同組合・農業協同組合連合会については以下を参照

第二章 単体自己資本比率

(単体自己資本比率の計算方法)

第二条 法第十一条の二第一項第一号に規定する基準 (以下この章において「単体自己資本比率」という。) は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (コア資本に係る基礎項目の額-コア資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

第三章 連結自己資本比率

(連結自己資本比率の計算方法)

第十条 法第十一条の二第一項第二号に規定する基準 (以下この章において「連結自己資本比率」という。) は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (コア資本に係る基礎項目の額-コア資本比率に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

- 平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 3 号「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」<バーゼル 2 及び 2. 5> (抄)

※漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会については以下を参照

第二章 単体自己資本比率

(単体自己資本比率の計算方法)

第二条 法第十一条の六第一項第一号(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する基準(以下この章において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額}-\text{コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}+\text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

第三章 連結自己資本比率

(連結自己資本比率の計算方法)

第十条 法第十一条の六第一項第二号(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額}-\text{コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}+\text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

- 平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」〈バーゼル2及び2.5〉(抄)

※株式会社商工組合中央金庫については以下を参照

第二章 連結自己資本比率

(連結自己資本比率の計算方法)

第二条 商工組合中央金庫の自己資本比率基準(以下「国際統一基準」という。)のうち法第二十三条第一項第二号に定める基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)であって、商工組合中央金庫及びその子会社等(同号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。)の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 連結普通株式等 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上を目標とし、自己資本の充実に努めるものとする。

普通株式等 Tier1 資本の額（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
－普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

二 連結Tier1比率 次の算式により得られる比率について、六パーセント以上を目標とし、
自己資本の充実に努めるものとする。

Tier1 資本の額（普通株式等 Tier1 資本の額＋その他 Tier1 資本の額
（その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額－その他 Tier1 資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

三 連結総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、八パーセント以上を目標とし、
自己資本の充実に努めるものとする。

総自己資本の額（Tier1 資本の額＋Tier2 資本の額
（Tier2 資本に係る基礎項目の額－Tier2 資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

第三章 単体自己資本比率

（単体自己資本比率の計算方法）

第十四条 国際統一基準のうち法第二十三条第一項第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）であって、商工組合中央金庫の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率（以下「最低所要単体自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 単体普通株式等 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上を目標とし、自己資本の充実に努めるものとする。

普通株式等 Tier1 資本の額（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額

－普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

二 単体 Tier1 比率 次の算式により得られる比率について、六パーセント以上を目標とし、
自己資本の充実に努めるものとする。

Tier1 資本の額（普通株式等 Tier1 資本の額＋その他 Tier1 資本の額
（その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額－その他 Tier1 資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パ
ーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセ
ントで除して得た額

三 単体総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、八パーセント以上を目標とし、
自己資本の充実に努めるものとする。

総自己資本の額（Tier1 資本の額＋Tier2 資本の額
（Tier2 資本に係る基礎項目の額－Tier2 資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
八パーセントで除して得た額

以上